

三重県誕生 150 周年記念ロゴマーク使用取扱規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、三重県誕生 150 周年記念ロゴマーク（以下「150 周年ロゴ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規定において、150 周年ロゴとは、三重県が定めた別表 1 のものをいう。

(使用できる者)

第 3 条 三重県誕生 150 周年記念事業推進パートナー及び三重県内の市町は、三重県誕生 150 周年を P R する目的で作成する告知物等に 150 周年ロゴを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 三重県や 150 周年ロゴの品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 営利を目的として使用するとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援若しくは公認するとき、又はそのような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、三重県誕生 150 周年の P R に不適当な使用をするとき。

(使用上の遵守事項)

第 4 条 150 周年ロゴを使用する者は、色、デザイン、縮尺の改変など応用使用を行ってはならない。

(補則)

第 5 条 この規程に定めるものの他、150 周年ロゴの取扱いに係る必要な事項は、知事が別に定める。

(附則)

この規程は、令和 7 年 10 月 31 日から施行する。

(別表 1) ※使用にあたっては、本規定第 4 条の内容を遵守すること。

縦	 150th Anniversary 三重県誕生 150周年
横	 150th anniversary 三重県誕生150周年